

中国改正独占禁止法に関連する四つの 部門規則の概要および実務への影響

(2023年10月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

大連事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所が現地法律事務所上海里格（大連）法律事務所に作成委託し、2023年10月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび上海里格（大連）法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび上海里格（大連）法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課
E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・大連事務所
E-mail：PCD@jetro.go.jp

JETRO

目次

一、2022 改正独占禁止法の改正要点	1
二、独占的協定の禁止に関する規定	2
(一) 競争関係の判断基準の明確化	2
(二) デジタル経済分野における関連規定の追加	3
(三) 垂直的独占協定の決定に関する規定	4
(四) 独占的協定の締結の組織・幫助等に関する規定の明確化	5
(五) 調査手順の明確化	6
三、市場支配的地位濫用の禁止に関する規定	8
(一) プラットフォーム事業者の市場支配的地位の濫用行為の明確化	8
(二) 市場支配的地位の濫用の判断基準の明確化	9
(三) 調査手順の明確化	10
四、事業者集中審査規定	11
(一) 審査手続の明確化等	11
(二) 事業者集中分類・クラス分け審査制度の整備等	12
(三) 法的責任の明確化および抑止効果の向上	12
五、行政権力濫用による競争を排除、制限する行為の禁止に関する規定	13
(一) 行政権力の濫用による競争排除、制限行為を詳細化	13
(二) 法執行要件の明確化等	14
(三) 「面談による指導」に関する規定の追加	14
(四) 公正競争審査制度との連携	15
(五) 行政機関等の公平競争意識の強化	15
六、その他	15

中国改正独占禁止法に関連する四つの 部門規則の概要および実務への影響

中国国家市場管理監督総局（以下「SAMR」という）は、2022年8月1日から施行されている「中華人民共和国独占禁止法」（以下「2022改正独占禁止法」という）を踏まえ、同法の解釈・細則である「独占的協定の禁止に関する規定」、「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定」、「事業者集中審査規定」、「行政権力濫用による競争を排除、制限する行為の禁止に関する規定」の四つの部門規則を改正した。この四つの部門規則はいずれも2023年4月15日から施行されている。本稿では、「2022改正独占禁止法」の主な改正要点を簡単に踏まえたうえで、上記四つの部門規則の概要および実務への影響などを解説する。

一、2022改正独占禁止法の改正要点

「2022改正独占禁止法」は8章70条からなっており、その主な改正内容は次のとおりである。

- (1) 第1章の総則の部分においては、公正競争審査制度の改善に関する規定、事業者がデータ、計算方法、テクノロジーおよびプラットフォームルール等を用いた独占行為を禁止する規定を新設された（第5条、第9条）。
- (2) 第2章の独占的協定の部分においては、垂直的取引制限に関するセーフハーバー制度、独占的協定締結の組織・幫助行為を処罰するとの規定を新設された（第18条、第19条）。
- (3) 第3章の市場支配的地位の濫用の部分においては、市場支配的地位を有する事業者のデータ、計算方法、テクノロジーおよびプラットフォームルール等を用いた濫用行為の禁止の規定を新設された（第22条）。
- (4) 第4章の事業者集中の部分においては、届出基準を満たさない企業結合の届出と調査規定、審査期間の中断制度を新設され、事業者集中の分類・クラス分け審査制度を整備することで審査の質と効率を高めると規定した（第26条、第32条、第37条）。
- (5) 第5章の行政権力濫用による競争を排除、制限する行為の部分においては、行政権力を濫用し、事業者との間で契約や覚書を締結する等の方法を通して競争を排除、制限してはならないとの規定を新設された（第40条）。
- (6) 第6章の独占的行為と疑われる行為に対する調査の部分においては、行政権力濫用による競争を排除、制限する行為の調査にあたり、関係する組織ま

たは個人に対する調査協力義務、独占禁止法執行機関の行政権力濫用者に対する行政指導の制度を新設された（第 54 条、第 55 条）。

(7) 第 7 章の法的責任の部分においては、独占禁止法違反の法的責任を強化した。

以下では、「SAMR」の四つの部門規則について上記の改正点を念頭に置きながら紹介する。

二、独占的協定の禁止に関する規定

(一) 競争関係の判断基準の明確化

「独占的協定の禁止に関する規定」（以下「独占的協定禁止規定」という）では、第 7 条および第 8 条において、プラットフォームを含めた関連市場の画定の明確化や潜在的な競争の相手方に関する規定等が追加され、競争関係の考え方などが明確化された。

まず、関連市場の画定については、需要者の角度から需要の代替性の分析を行わなければならない、供給の代替性が需要の代替性と同等に事業者の競争上制約を生じる場合、供給の代替性も考慮しなければならないと定めている（同規定第 7 条 2 項）。これは、先に需要者の角度から代替性の分析をするのは必須のものであるが、供給の代替性を検討する必要があるのは、事業者の競争上制約が生じる場合に限るということであり、両者の適用順位と関係を明らかにすることで関連市場の確定を一層明確にした。

次に、関連商品市場の画定については、需要の代替性の角度から、需要者の商品価格等の要素変化に対する反応、商品の特徴と用途、販売ルート等の要素を考慮することができ、供給の代替性の角度からは、ほかの事業者の生産転換の難易度、生産転換後に提供される商品の市場競争力等を考慮できると定めている（同規定第 7 条 3 項）。

そして、関連地域市場の画定については、需要の代替性の角度から、商品輸送の特徴とコスト、多くの需要者が商品を選択する実際の地域、地域間の貿易障壁等の要素を考慮することができ、供給の代替性の角度からは、ほかの地域の事業

者が商品を提供する適時性と実行可能性等の要素を考慮することができる」と定めている（同規定第7条5項）。

さらに、プラットフォーム経済分野の関連商品市場の画定について、プラットフォーム側の商品に基づき関連商品市場を画定ことができ、プラットフォームが関連する多角化商品に基づき、プラットフォーム全体を一つの関連商品市場に画定することもでき、またはそれぞれ複数の関連商品市場を画定して、各関連商品市場間の相互関係と影響を考慮することができる」と定めている（同規定第7条4項）。この画定は、プラットフォーム経済分野の特徴に合わせた非常に柔軟で開かれたものである。そのため、プラットフォーム関連事業者は、法執行機関や司法機関が今後関連市場要件をあまり厳格に画定しないことに十分注意する必要がある。

最後に、競争関係のある事業者について、同一の関連市場で競争する実際の事業者のみならず、関連市場に進出して競争する可能性のある潜在的事業者も含まれると定義しているが（同規定第8条2項）、「可能性」というのは解釈の余地が大きい言葉である。そのため、協定に参加し、またはなんらかの意思連絡をした事業者で、明確にほかの事業者と取引の関係にない以上、競争関係者と認められ、違法主体とみなされる可能性がある。事業者は潜在的競争関係を意識せずに、ほかの事業者とやり取りしたことが法執行対象にならないよう注意する必要がある。

（二）デジタル経済分野における関連規定の追加

「独占的協定禁止規定」第8条では、独占的協定の類型として、「アルゴリズムとプラットフォーム規則」によるものが明記され、第10条では販売市場または原材料購入市場の分割について、「データ」などの要素も追加された。

また、同規定第13条、第15条では、事業者がデータ、アルゴリズム、技術プラットフォーム規定を使用して水平または垂直的独占的協定を締結することに関する禁止規定が追加された。

プラットフォーム事業者は、同規定の関連条文を基に自社に独占的協定行為が存在するか否か、または独占的協定行為に介入する可能性があるか否かについて十分審査し、発見次第、迅速に改正し、リスクを避ける必要がある。

(三) 垂直的独占協定の決定に関する規定

「独占的協定禁止規定」第 14 条では、垂直的独占協定について、独占的協定が競争を排除し、または制限する効果を持たないことを事業者が証明することができた場合には、当該協定を禁止してはならないと、事業者に抗弁権を与えている。同規定第 17 条では、事業者が「SAMR」が定める市場シェア基準、その他の条件を満たしていることを証明することができる場合には、当該協定を禁止してはならないと、いわゆるセーフハーバー規定が設けられている。

まず、反競争効果を有していないことが証明された場合、禁止の対象には該当しなくなると事業者に抗弁権を与えているが、その立証責任は事業者が負わなければならない。これについては、立証のハードルが高いという見解が多く、事業者の市場シェアが低い場合でも、立証には多くの困難と課題を伴う可能性がある。反競争効果を有しないことの判断基準については、同規定第 16 条において、「SAMR」は第 14 条の各独占協定類型のほかに独占協定と認定する際に考慮される以下の要素が同様に重要な基準になり得るとしている（同規定第 16 条 2 項）。

- (1) 事業者が協定を成立させ、実施した事実
- (2) 市場競争状況
- (3) 事業者の関連市場における市場占有率および市場に対する制御力
- (4) 協定が商品の価格、数量、品質等の面に及ぼす影響
- (5) 協定が市場参入、技術進歩等の面に及ぼす影響
- (6) 協定が消費者、その他の事業者に及ぼす影響
- (7) 独占協定の認定に関連するその他の要素

次に、同規定第 17 条のセーフハーバー規定について、市場シェア基準とその他の条件を満たすことを必要としているが、ここで特に注意しなければならないのは市場シェア基準である。市場シェア算出の前提である関連市場をどう画定するか、市場シェアをどう計算するかが非常に重要である。関連市場を小さく画定してしまうと、市場シェアが高くなり、セーフハーバーの適用を受けることが難しくなると解される。また、市場シェアは、どの指標をベースとして計算するかによって、結果が大きく異なる可能性がある。関連市場の画定方法や市場シェアの計算方法によって、セーフハーバー・ルール of 適用可否は変わる恐れがあり、慎重な対応が必要である。

そして、同規定第 14 条と第 17 条の関係を整理すると、まず、第 17 条の基準でセーフハーバー・ルールが適用されれば、ハードコア制限行為も含め原則違反とはならず、違法と認定するには法執行機関が競争の排除、制限効果を立証する必要がある。次に、第 17 条の基準に満たさない第 14 条で規定された協定類型は、原則的に違法となり、事業者は競争の排除、制限効果がないことを立証できなければ、違法と認定され、摘発・処罰の対象になる。

(四) 独占的協定の締結の組織・幫助等に関する規定の明確化

「独占的協定禁止規定」第 18 条では、「2022 改正独占禁止法」第 19 条に規定されている独占的協定の締結の組織および実質的な幫助の判断基準が明確化された。

まず、独占的協定の締結の組織行為については、以下のように 2 類型の行為の列举にバスケット条項を合わせた立法形式が取られている。

- (1) 事業者は、独占協定の協定者に属さず、独占協定の達成または実施過程において、協定の主体範囲、主要な内容、履行条件等に対し決定または主導的な役割を備える。
- (2) 事業者は、複数の取引相手と協定を締結し、競争関係のある取引相手との間で当該事業者を通じ、意思の連絡または情報の交流を行い、本規定の第 8 条乃至第 13 条の独占協定を達成した。
- (3) その他の方法によりほかの事業者を組織し、独占協定を達成した。

次に、実質的な幫助に関して必要な支援の提供、重要な便宜条件の創造、またはその他の重要な幫助が含まれると定められている（同規定第 18 条 2 項）。

同規定第 18 条では、協定の主体範囲に属さない組織者と実質的な幫助者の区別がさらに明確化された。協定組織者は、協定の内容、協定の主体範囲、主要な内容、履行条件等に対して決定または主導的役割を果たしたものであり、実質的な幫助者は、協定の内容にかかわらず、あくまで協定達成のために必要な支援を提供し、重要な便宜条件を創造し、またはその他の重要な幫助等重要なサポーターの役割を果たしたものであり、両者の区別はかなり明確になっている。組織者と幫助者は協定締結における貢献度が違うことから、処罰も違うはずで、それは法執行機関の裁量になると思われる。

事業者がある市場において一定の影響力を持つものであれば、自社が主導して独占協定を締結、履行したか、または故意・過失を問わず、ほかの競争関係にある事業者が自社を通じて意思連絡と情報交流をしたのではないかなどを厳格に審査する必要がある。事業者があまり高い市場地位と組織能力がなく、独占協定の締結者でなくても、ある程度ほかの事業者の独占協定締結に実質的幫助を提供したか否かを警戒する必要がある。

(五) 調査手順の明確化

「独占的協定禁止規定」第 27 条第 28 条では、行政処分決定等の執行手続き、処分前の告知、聴聞等についての手続きが明記され、第 23 条では実名通報者に対する処理結果のフィードバック等に関する規定が追加され。その他、第 37 条等では、リニエンシー規定等を含めた手続き規定の詳細化がはかられた。

1. 実名通報者に対する処理結果のフィードバックと立件基準の明確化

同規定第 23 条では、書面形式を採った実名通報に対して、法執行機関は事件の調査処理の完了後、通報者の書面請求により法に基づき通報処理結果を応答できると定めている。

同規定第 24 条では、法執行機関は被疑独占協定に対する必要な調査を経て、以下に掲げる条件に適合する場合、立件しなければならないと定めている。

- (1) 事業者は独占協定を達成したことを証明する初歩的証拠がある。
- (2) 本部門の調査・処分範囲に属する。
- (3) 行政処罰を与える法定期限内である。

この立件基準と第 23 条の処理結果のフィードバック規定を合わせた制度設計により、違反行為の告発を促す効果が期待できる。

2. 被調査人の権利保護手続きの明確化

同規定第 27 条では、法執行機関が独占協定に関する行政処罰を行う場合、行政処分決定の前に、当事者に書面で作成した行政処分内容および事実、理由、根拠を通知するとともに、当事者が法に基づき有する陳述権、弁明権とヒアリングを要求する権利を通知しなければならず、当事者に行政処分決定を通知した後は、

当事者の意見を十分に聴取し、当事者が提出した事実、理由、証拠を再検討しなければならないと定められ、被調査人の権利保護手続きが明確化された。

被調査人の権利保護手続きが明確化されたことは、公正な法執行を保障する重要な制度であり、被調査人としてはこの制度の重要性を十分認識し、できるだけ専門家のアドバイスを得て自分に有利な証拠提出と事実陳述に慎重に対応する必要がある。

3. リニエンシー規定の詳細化

同規定第 37 条と第 47 条は、リニエンシー（処罰の減免）規定が詳細化されたものである。具体的には、適用主体、適用条件、適用幅、適用除外の四つの面で構成される。

まず、リニエンシー適用主体を拡大して、ほかの事業者を組織して独占協定を達成し、またはほかの事業者が独占協定を達成できるよう実質的な幫助を提供した事業者のみならず、独占協定の達成に個人的責任を負う事業者の法定代表者、主要責任者、直接の責任者も含まれるとしている。

次に、リニエンシー適用条件については、法執行機関が行政処罰を告知する前に、法執行機関に申請を提出しなければならないと規定されている。申請内容は、独占協定参加事業者、関連商品の範囲、協定を達成した内容と方法、協定の具体的な実施状況、その他国外の法執行機関に申請を提出したか否か等を含むが、これらに限らず、独占協定に関する状況の報告と独占協定の達成または実施の重要な証拠でなければならない。重要な証拠とは、法執行機関がまだ把握しておらず、立件調査または独占協定の認定に重要な役割を果たすことができる証拠を指す。

また、リニエンシー適用の幅については、最初の申請者に対しは、処罰を免除し、または 80%を下回らない幅で処罰を軽減でき、2 番目の申請者に対しは、30～50%の幅で処罰を軽減でき、3 番目の申請者に対しは、20～30%の幅で処罰を軽減できると定められているが、これと同時に第 38 条においては、報告した時間順、提供した証拠の重要度および独占協定の達成、実施に関する状況に基づき、処罰を軽減または免除の是非を決定しなければならないと定められており、最終的には第 38 条と第 47 条の両方を総合的に考慮してリニエンシー適用の幅が決定されることになる。個人責任者については、法執行機関に独占協定の達成に関する

る状況を自発的に報告し、重要な証拠を提供した場合、法執行機関は、その 50% の処罰を軽減し、または処罰を免除できると定めており、第 38 条が事業者を適用対象にしているため、個人責任者に対しては報告した時間順と関係なく、報告した個人が提供したすべての重要な証拠や、ほかの要素を考慮して 50% の処罰を軽減し、または免除できると解することが可能である。これは事業者の場合とは制度設計がかなり違うので、個人による告発を促す狙いがあると思われる。

最後に、リニエンス適用除外については、独占協定の達成において主な役割を果たし、もしくはほかの事業者に独占協定の達成、実施に参加するよう脅迫し、またはほかの事業者に当該違法行為の停止を妨げた場合、法執行機関は、処罰を免除してはならないと定められており、法執行機関の裁量権を制限している。

リニエンス制度は事案解明と違反行為を効率よく摘発・処罰するのに重要な役割を果たしているとともに、事業者と個人責任者の法的責任を最大限に減らす方法であるため、一旦事業者が独占協定を組織・幫助したと疑われた時は、専門家と相談した上、いち早く法執行機関に報告し、積極的に重要な証拠を提供することでリニエンス制度を十分利用し、企業の法的責任を軽減する必要がある。特に個人責任者については、報告した時間順と関係なく、重要な証拠とほかの要素を考慮して軽減ないし免除できるため、行政処罰告知前であればいつでも申請を出し、積極的に独占協定関連状況と重要な証拠を法執行機関に提出することが有益である。

三、市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定

(一) プラットフォーム事業者の市場支配的地位の濫用行為の明確化

「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定」（以下「市場支配的地位濫用禁止規定」という）では第 21 条において、市場支配的地位を有する事業者は、データ、アルゴリズム、技術、プラットフォーム規則等を用いて市場支配的地位の濫用をしてはならないとの規定が新たに追加され、多面的市場におけるコストの考え方といったプラットフォーム経済領域に関する考え方が明確化された。そして、同規定第 12 条において、プラットフォーム事業者が市場支配的地位を有すると判断するための考慮要素に「取引金額」、「取引数量」および「アクセス制限を行う能力」が追加された。

(二) 市場支配的地位の濫用行為の判断基準の明確化

「市場支配的地位濫用禁止規定」第 5 条、第 14 条乃至第 19 条等では、プラットフォームを含めた関連市場の画定の明確化や当該市場における競争状況を分析する際の考慮要素の追加など、市場支配的地位の濫用行為に関する判断基準の追加・修正が行われた。

1. 関連市場画定の明確化

この部分は、二の（一）で既に検討したので省略する。

2. 競争状況を分析する際の考慮要素

同規定第 7 条では、競争状況を分析する際、関連市場の発展状況、既存の競争者の数と市場占有率、市場の集中度、商品の違いの程度、イノベーションと技術の変化、販売と調達モデル、潜在的競争者の情况等の要素を考慮できると定められている。市場の集中度を考慮要素に追加することで競争状況の分析結果は、さらに客観性を持つようになる。

3. 多数事業者による市場支配的地位の認定要素

二つ以上の事業者について市場支配的地位を備えると認定する場合、同規定第 7 条乃至第 12 条に規定された要素のほか、事業者の行為の一致性、市場構造、関連市場の透明性、関連商品の同質性の程度等の要素が考慮されなければならない。ここで留意すべきものは、第 7 条乃至第 12 条の考慮要素が任意考慮要素であることに對し、行為の一致性、市場構造、関連市場の透明性、関連商品の同質性の程度等の要素は強制的に考慮されなければならない要素であり、第 7 条乃至第 12 条の要素より優先的に考慮されなければならない。

4. 不当対価取引行為について

同規定第 14 条では、不当対価の考慮要素として異なる地域の価格を比較する際には、同種の商品または比較可能な商品の価格であると明確に規定されている。

5. 不当な取引拒絶について

同規定第 16 条では、市場支配的地位の事業者が正当な理由なく、取引相手が受け入れにくい価格、取引相手から商品を買戻す、取引相手とその他の取引を行うなどの制限条件が設けられることを通じて、取引相手に取引を行うことを難しくすることなどを禁止し、市場支配的地位の事業者が制限条件を設けることで取引相手と取引することができなくなるケースが詳細化された。これらのケースを列挙したのは、一部の実務上の経験が反映されたもので、違法行為がこれらに限ることではなく、ほかにも制限条件を設けられた行為が不当な取引拒絶と認定される可能性がある。

6. 「不公平」と「正当な理由」の考慮要素を追加補充

法執行機関は、同規定第 14 条でいう「不公平」と第 15 条乃至第 20 条でいう「正当な理由」を認定する場合、さらに以下に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (1) 関連行為が法律、法規に規定されているか否か。
- (2) 関連行為は国家の安全、ネットワークの安全等の面に影響を及ぼすか否か。
- (3) 関連行為は経済の運営効率、経済成長に影響を及ぼすか否か。
- (4) 関連行為は事業者の正常な事業および正常な利益の実現に必要なか否か。
- (5) 関連行為は事業者の業務の発展、将来の投資、イノベーションに及ぼす影響
- (6) 関連行為は取引相手あるいは消費者に利益をもたらすことができるか否か。
- (7) 関連行為は社会の公共の利益に及ぼす影響

以上の考慮要素により求められる利益は多岐にわたるが、独占禁止法違反行為を摘発・処罰する際、法執行機関として必ず念頭に置かなければならない基本的考慮要素にもなる。

(三) 調査手順の明確化

市場支配的地位濫用禁止規定第 25 条では、実名通報者に対する処理結果のフィードバック等に関する規定が追加され、第 29 条、第 30 条では、行政処分決定等

の執行手続きについて、処分前の告知、聴聞等についての手続きを明記し、第 37 条では、「2022 改正独占禁止法」第 55 条を踏まえた行政指導、改善措置に関する規定が追加された。これらの規定は、独占的協定禁止規定の内容と一致し、本稿の二の（五）で既に検討したので省略する。

四、事業者集中審査規定

（一）審査手続きの明確化など

「事業者集中審査規定」は審査手続きについて、第 21 条で主に簡易案件の手続きに関する 10 日間の公表期間等の関連規定が整備され第 23 条乃至第 26 条では、「2022 改正独占禁止法」第 32 条の審査機関の中断規定に対応した細則が定められ、第 8 条、第 43 条および第 56 条では、届出基準は満たさないが、競争を排除・制限する効果がある事業者集中に関する手続きが明確化された。

簡易案件については、まず、簡易案件として申告できるケースと簡易案件とみなしてはいけないケースとを規定することで、できるだけ簡易案件の範囲が明確化されている。次に、簡易案件の手続きについて、「SAMR」が申告者から記入された簡易案件の基本情報を 10 日間公表した後、簡易事件の基準に適合しない簡易事件の申告に対し、これを返却するとともに、申告者に非簡易事件として再申告を求めると規定されたことで、集中審査の効率化とミスを最小限にするバランスがとれた制度設計になった。市場シェアの計算等簡易案件であるか否かの判断要素に不確実な点がある場合、まずは簡易案件として申告し、市場監督管理局の判断を待つというやり方も考えられる。

同規定では、「2022 改正独占禁止法」第 32 条を基に審査機関の中断事由として、以下の三つを掲げ、かつ各事由による中断開始条件、回復条件、開始・終了時点、決定形式等について明確化された。

- (1) 審査手続き中に申告者が規定に従い書類、資料を提出していないため、審査業務が行えない場合（第 24 条）
- (2) 審査手続き中に企業結合審査に重大な影響を及ぼす新たな状況、事実が現れ、確認を経ないと審査業務を行えない場合（第 25 条）

- (3) 「SAMR」が申告者から提出された追加の制限的條件受入計画を評価する段階で、申告者が審査期限の計算中止を請求し、市場監督管理総局が必要と判断した場合（第 26 条）

事業者は、M&A や合弁等の取引において、審査中断のことも十分考慮に入れて余裕がある計画を立てる必要がある。

（二）事業者集中分類・クラス分け審査制度の整備など

同規定第 6 条では、事業者集中分類・クラス分け審査制度を整備し、国民経済や国民生活等の重要分野に関し、事業者集中審査制度の実施効果を評価し、当該評価の結果により審査業務を改善することができることが規定された。また、同規定第 7 条では、事業者集中審査の情報システムの構築を強化し、スマート監督管理を促進することが規定された。これらの制度整備とシステム構築は、事業者集中審査の効率化と合理化をはかるものであるものの、「SAMR」による統一の審査とは違い、各地方市場監督管理局の人員整備、業務能力、市場経済環境等を含めた多くの要素により、ある程度審査結果に差異が出る可能性に対応するための十分な報告前の準備が必要である。

（三）法的責任の明確化および抑止効果の向上

同規定第 13 条、第 14 条および第 70 条では、届出代理人の法的責任等が明確化され、第 71 条および第 72 条では規則に従って職責を履行しなかった受託者などに対する罰金の上限が 3 万元から 10 万元に引き上げられた。

同規定第 13 条では、申告代理人は法令を遵守し、信義誠実に経営しなければならないと定め、経営上の一般義務としてコンプライアンスと信義誠実の義務を課している。コンプライアンスと信義誠実義務は、事業者一般的に求められるものではあるが、特に同規定で改めて明記されたことは、申告代理人としての社会責任と法的責任が重いことを強調するとともに一種の警告としても受け止められる。

同規定第 14 条では、申告者が提出すべく申告書類を揚げる一方、申告者は申告書類、資料の真実性、正確性、完全性に責任を負わなければならないと定められ、申告代理人は申告者に協力して申告書類、資料の真実性、正確性、完全性を審査しなければならないと定められ、申告書類、資料の真実性、正確性、完全性の責任は申告者

にあり、申告代理人は申告書類、資料の真実性、正確性、完全性の協力審査義務を負うものとされている。

同規定第 70 条では、申告者は、代理行為に対する管理を強化するとともに法に基づき相応の責任を負わなければならないと定められ、いわば申告者の管理責任が強調されている。また、申告代理人が関連状況を故意に隠蔽し、虚偽の資料を提供し、または企業結合案件の審査、調査作業を阻害する行為を行った場合、市場監督管理局は、法に基づき調査処理するとともに、公開し、関係部門に処理提案を提出できることが定められている。第 70 条と第 14 条の規定を整理すると、申告書類に不実なものがある場合、代理人の責任によるものであっても、第 14 条の規定に基づき、また第 70 条の代理行為に対する管理義務を尽くさなかった責任として申告者が不実に対する責任を負うことになる。申告代理人については、故意に隠蔽、虚偽の資料を提供し、または企業結合案件の審査、調査作業を阻害する行為を行った場合のみ、法執行機関の提案により関係部門が処理する。従って、申告者は申告代理人に申告を委託した場合でも、常に管理責任を怠らず、申告作業全体について十分把握し、申告書類、資料の真実性、正確性、完全性を保障するよう万全を期さなければならない。申告代理人に第 70 条に規定された該当行為があることを知った場合には、ただちに是正させるべきである。

五、行政権力濫用による競争を排除、制限する行為の禁止に関する規定

(一) 行政権力の濫用による競争排除、制限行為を詳細化

「行政権力濫用による競争を排除、制限する行為の禁止に関する規定」（以下「行政権力濫用禁止規定」という）では、「2022 改正独占禁止法」の改正点と対応して行政権力の濫用による競争排除、制限行為類型が追加かつ詳細化された。行為類型としては、取引相手の指定行為（第 4 条）、協力協議書・覚書等による市場参入の排除、制限行為（第 5 条）、地域間の商品自由流通妨害行為（第 6 条）、現地外の事業者の入札参加の排除、制限行為（第 7 条）、現地外の事業者の投資または支部の設立の排除、制限行為（第 8 条）、独占禁止法違法行為の実施を強制する行為（第 9 条）、競争の排除、制限の内容が含まれた規範性文書を制定、公布する行為（第 10 条）がある。これらの行為を詳細化した規定内容については詳細な紹介を略すが、行政権力による競争排除、制限であると疑われる行為が

現れた時は、専門家と相談して同規定第 13 条に基づき法執行機関に告発するか、またはほかの対応策を講じたほうがよい。

(二) 法執行要件の明確化など

「2022 改正独占禁止法」第 54 条を踏まえ、「行政権力濫用禁止規定」第 16 条では、関係する組織または個人の調査協力義務が新たに追加され、同規定第 21 条では、調査対象機関の是正内容を上級機関および法執行機関に書面で報告する義務も追加され、第 20 条および第 21 条では、法執行機関が調査の終結または指導を行うための要件として、関連する競争制限効果の解消が追加された。これらの執行要件の詳細化は、法執行機関の執行行為の指針になる一方、ほかの機関、団体と民衆による監督の基準にもなる。

(三) 「面談による指導」に関する規定の追加

「行政権力濫用禁止規定」第 24 条および第 25 条では、「2022 改正独占禁止法」第 55 条を踏まえ、独占禁止法違反の疑いがある行為について面談等を通じた指導の内容、手続き等が明確に定められた。

面談による指導のおおよその流れは、まず法執行機関が行政機関と法律、法規により権限が与えられ、公共事務管理の機能を有する組織（以下「公権力機関」という）に行政権力の濫用による競争排除、制限行為があると疑われた時、その法定代表者または責任者に面談を実施することができる。次に、面談では行政権力の濫用による競争排除、制限の疑いがある問題を指摘し、状況説明を聴取し、改善措置の提出、競争制限の除去を要求することができる。そして、面談後、法執行機関は面談の状況を面談された機関の上級機関に通報できる。面談を実施した省級の法執行機関は、7 営業日以内に面談の状況を「SAMR」に届出なければならない。

面談の実施は、法執行機関の主要責任者の認可のもとで、必要に応じて被面談機関の上級機関と共同で実施することができる。また、法執行機関は面談を公開することもでき、メディアや業界団体、専門家や学者、関連する事業者、社会大衆の代表等を招くこともできる。

「SAMR」は、公権力機関に直接行政処分を下すことができないため、違法行為を行った機関の上級機関に是正を命じることや責任者の処分を提案するという方法をとる。そのため、「SAMR」は公権力機関の違法行為に対して、主に警告を行い、積極的に違法行為を停止させ、競争への悪影響を消去するよう導くことになる。従って、面談を通じた行政指導方法は重要な役割を果たしている。一方で行政指導を公開実施する制度設計は、法執行の公開性、透明性、公平性と民衆の公平競争意識を高めるだけでなく、公権力機関による違法行為を抑止する宣伝効果も期待できる。

違反行為の関連事業者は、公開面談の時に招かれる可能性がある。事業者は、通常、公権力機関の違法行為を是正するよう交渉、説得するのが難しいが、面談過程で意見を述べる機会が与えられた場合には、積極的に利用してほしい。

（四）公正競争審査制度との連携

「行政権力濫用禁止規定」第 29 条では、「2022 改正独占禁止法」第 5 条において、公正競争審査制度の改善に関する規定が追加されたことを踏まえた規定が追加され。第 29 条は初めて公正競争審査制度と行政権力の濫用による競争排除、制限行為を繋げ、その関係を解明した初めての条文になる。

（五）行政機関等の公平競争意識の強化

「行政権力濫用禁止規定」第 30 条では、法執行機関が違反事件を処理する過程で得た経験から、公平競争意識の不足が大多数の違反行為発生の原因である認識のもと、各級市場監督部門が行政機関等に対し公正競争の理念を強化するための宣伝、研修、助言等を行うことが追加された。

六、その他

「2022 改正独占禁止法」では、上述の改正のほか、過料を大幅な引き上げ、情状により原過料の 2～5 倍を科しうる数倍処罰制度が導入されただけでなく、刑事責任に関する条項の新設等の罰則が強化されている。事業者は、「2022 改正独占禁止法」と四つの関連部門規則の改正を契機に、再度社内コンプライアンス体制を整備する必要がある。